

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中租税特別措置法第九十条の十二の改正規定（同条第一項第四号イ(3)中「エネルギー消費効率（以下この条）の下に「及び次条第二項」を加える部分を除く。）及び附則第九十三条第一項から第三項までの規定 平成二十九年五月一日

二 第十二条中租税特別措置法第七十条の二の二の改正規定及び同法第七十条の二の三第七項の改正規定並びに附則第八十八条第六項の規定 平成二十九年六月一日

三 次に掲げる規定 平成二十九年十月一日

イ 第一条中所得税法第五十七条の四第一項の改正規定及び同法第一百五十七條第四項の改正規定並びに附則第八條の規定

ロ 第二条中法人税法第二条第十二号の六を同条第十二号の五の二とし、同条第十二号の六の二を同条第十二号の五の三とし、同条第十二号の六の三を同条第十二号の六とし、同条の次に一号を加える改正規定、同条第十二号の六の三とし、同条の次に一号を加える改正規定、同条第十二号の八の改正規定、同条第十二号の九イの改正規定、同条第十二号の十一ロの改正規定、同条ハの改正規定、同条第十二号の十四の改正規定、同条第十二号の十八を同条第十二号の十九とする改正規定、同条第十二号の十七の改正規定、同条第十二号の十八とする改正規定、同条第十二号の十六の改正規定、同条第十二号の十七とし、同条の前に一号を加える改正規定、同法第三十四条第一項の改正規定（「及び第五十四条の二第一項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）」に規定する新株予約権によるもの並びにこれら以外のもので」を「で業績連動給与に該当しないもの、」に、「並びに第三項」を「及び第三項」に改める部分に限る。）、同法第四十三条第十一項及び第四十八条第十一項の改正規定、同法第五十四条の改正規定、同法第五十四条の二の改正規定、同法第五十七条第三項及び第四項の改正規定、同法第五十七条の二第二項の改正規定、同法第六十一条の二第二項の改正規定、同条

第六項の改正規定、同条第九項の改正規定、同条第八項の改正規定、同法第六十一条の十一第一項の改正規定、同法第六十一条の十二第一項の改正規定、同法第六十二条の七第一項の改正規定、同法第六十二条の九第一項の改正規定、同法第七十一条に一項を加える改正規定、同法第八十一条の十九に一項を加える改正規定、同法第八十一条の十第二項の改正規定、同法第八十一条の十九に一項を加える改正規定、同法第三百三十二条の二の改正規定並びに同法第四百四十四条の三に一項を加える改正規定並びに附則第十一条第二項、第十四条第二項、第十五条、第二十条、第二十四条、第二十七条及び第一百七十七条の規定

ハ 第三条中地方税法第二条第十号の二の改正規定、同法第十六条の改正規定、同法第十九条第六項第三号の改正規定、同法第二十条第二項の改正規定並びに同法第二十七条第一項、第三十条、第三十五条及び第三十六条の改正規定並びに附則第三十条の規定

ニ 第四条中相続税法第六十四条第四項の改正規定及び附則第三十一条第五項の規定

ホ 第五条中地価税法第三十二条第四項の改正規定

ヘ 第六条中消費税法第四条第四項ただし書の改正規定

ト 第八条中国税通則法第七十一条第二項の改正規定

チ 第十二条中租税特別措置法第二条第二項の改正規定、同法第九条の八の改正規定、同法第九条の九第一項の改正規定、同法第二十四条の三第一項の改正規定、同法第三十七条第一項の改正規定（「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に改める部分に限る。）

、同法第三十七条の十二の二第二項第五号の改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定、同法第三十七条の十四の二の改正規定、同法第三十七条の十四の三第五項第六号の改正規定、同項第五号の改正規定、同条第三項の改正規定、同法第三十七条の十四の四第三項の改正規定（「前条第五項第五号」を「前条第六項第七号」に改める部分及び「同項第六号」を「同項第八号」に改める部分を除く。）、同条第四項第二号の改正規定、同法第五十二条の三第六項の改正規定、同法第六十一条の三第一項の改正規定、同法第六十四条の二第二十一項の改正規定、同法第六十五条の七第十六項第一号口の改正規定、同項第二号の改正規定（「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に改める部分に限る。）、同法第六十五条の八第十一項の改正規定、

同法第六十五条の第十二項の改正規定、同法第六十八条の二の改正規定、同法第六十八条の二の三の改正規定、同法第六十八条の第三項の改正規定（「適格株式交換」を「法人税法第二条第十二号の七に規定する適格株式交換等」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の四十一第六項の改正規定、同法第六十八条の六十五第一項の改正規定、同法第六十八条の七十一第十二項の改正規定、同法第六十八条の七十八第十六項第一号ロの改正規定、同項第二号の改正規定（「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の七十九第十二項の改正規定、同法第六十八条の八十三第十三項の改正規定、同法第六十八条の百九の二第三項の改正規定（「、法人税法」を「同法」に、「第六十一条の二第八項」を「第六十一条の二第九項」に改める部分を除く。）、同法第八十五条第一項の改正規定（「第八十七条の七」を「第八十七条の五」に改める部分に限る。）、同法第八十六条の三の改正規定、同法第八十七条の三及び第八十七条の四を削る改正規定、同法第八十七条の五第一項の改正規定（「、平成二十九年三月三十一日までに」を削る部分を除く。）、同条を同法第八十七条の三とする改正規定、同法第八十七条の六第一項の改正規定、同条を同法第八十七条の四とする改正規定並びに同法第八十七条の七を同法第八十七条の五とし、同条の次に二条を加える改正規定並びに附則第六十九条第三項、第十二項及び第十四項、第八十四条第三項、第十二項及び第十四項、第九十二条第一項及び第二項、第三百三十八条並びに第三百三十九条の規定

リ 第十五条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第三項の改正規定、同法第十二条第一項の改正規定、同法第十九条第一項の改正規定、同法第二十条第一項の改正規定、同法第二十七条第一項の改正規定及び同法第二十八条第十二項の改正規定並びに附則第百条及び第百三条の規定

四 次に掲げる規定 平成三十年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定、同法第七十九条第二項及び第三項の改正規定、同法第八十三条第一項の改正規定、同法第八十三条の二の改正規定、同法第八十五条の改正規定、同法第二百十条の改正規定、同法第二百二十二条第三項の改正規定、同法第二百二十三条第三項の改正規定、同法第二百二十五条第四項及び第二百二十七条第四項

の改正規定、同法第六十六条の改正規定、同法第八十五条第一項の改正規定、同法第八十六条第一項第一号イ及びロ並びに第二項第一号の改正規定、同法第八十七条の改正規定、同法第九十条第二号の改正規定、同法第九十四条の改正規定、同法第九十五条の改正規定、同法第九十五条の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第九十八条第六項の改正規定、同法第二百三条の三第一号の改正規定、同法第二百三条の五の改正規定、同法別表第二の改正規定、同法別表第三の改正規定並びに同法別表第四の改正規定並びに附則第六条、第七条、第九条、第十条、第二百二十二条及び第二百二十三条の規定

ロ 第二条中法人税法第三十九条第一項の改正規定

ハ 第八条中国税通則法第三十四条の二（見出しを含む。）の改正規定及び附則第四十条第一項の規定

ニ 第九条中国税徴収法第二条第七号の改正規定及び同法第三十三条（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第四十一条第一項の規定

ホ 第十二条中租税特別措置法第四十一条の十七の二の改正規定及び附則第五十八条の規定

五 次に掲げる規定 平成三十年四月一日

イ 第一条中所得税法第二百二十八条の四第四項の改正規定

ロ 第四条中相続税法第五十九条第八項の改正規定

ハ 第七条中酒税法第三条第十二号の改正規定、同条第十三号の改正規定（同号ニに係る部分を除く。）、同法第十条第七号の改正規定、同法第三十条第一項の改正規定（「及び無申告加算税」を「無申告加算税及び重加算税」に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定及び同条第九項の改正規定（「昭和三十七年法律第六十六号」を削る部分に限る。）並びに附則第三十五条（第三項を除く。）、第二百一十一条第一項及び第二百三十七条の規定

ニ 第八条の規定（同条中国税通則法第十九条第四項第三号ハの改正規定、同法第三十四条の二（見出しを含む。）の改正規定及び同法第七十一条第二項の改正規定を除く。）並びに附則第四十条第二項及び第三項、第二百五条、第二百六条、第二百八条から第二百十四条まで、第一百八条、第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十九条から第二百三十三条まで、第三百三十五条並びに第三百三十六条の規定

ホ 第九条の規定（同条中国税徴収法第二条第七号の改正規定及び同法

第三十三条（見出しを含む。）の改正規定を除く。）及び附則第四十一条第二項の規定

ヘ） 第十条の規定及び附則第四十二条の規定
ト） 第十一条の規定

チ） 第十二条中租税特別措置法の目次の改正規定（「特定外国子会社等

」を「外国関係会社」に、「特定外国法人」を「外国関係法人」に改める部分に限る。）、「同法第二章第四節の三の節名及び同節第一款の款名の改正規定、同法第四十条の四の改正規定、同法第四十条の五の改正規定、同節第二款の款名の改正規定、同法第四十条の七の改正規定、同法第四十条の八の改正規定、同法第四十一条の十四第一項第一号の改正規定、同法第四十二条の二第二項第二号の改正規定、同法第六十六条の五の二第八項の改正規定、同法第六十六条の五の三第二項の改正規定、同法第三章第七節の四の節名及び同節第一款の款名の改正規定、同法第六十六条の六の改正規定、同法第六十六条の七の改正規定、同法第六十六条の八の改正規定、同節第二款の款名の改正規定、同法第六十六条の九の二の改正規定、同法第六十六条の九の三の改正規定、同法第六十六条の九の四の改正規定、同法第六十七条の十四第三項の改正規定、同法第六十七条の十五第三項の改正規定、同法第六十八条の三の二第三項の改正規定、同法第六十八条の三の三第三項の改正規定、同法第六十八条の八十九の二第八項の改正規定、同法第六十八条の八十九の三第二項の改正規定、同法第六十八条の三の三第三項の改正規定、同法第六十八条の八十九の二第八項の改正規定、同法第六十八節の節名及び同節第一款の款名の改正規定、同法第六十八条の九十の改正規定、同法第六十八条の九十一の改正規定、同法第六十八条の九十二の改正規定（同条第十六項中「損金算入」を「限る。」に改める部分を除く。）、「同節第二款の款名の改正規定、同法第六十八条の九十三の二の改正規定、同法第六十八条の九十三の三の改正規定、同法第六十八条の九十三の四の改正規定（同条第十三項中「損金算入」を「限る。」に改める部分を除く。）、「同法第八十七条の八第四項の改正規定（「昭和三十二年法律第二十六号」を削る部分を除く。）、「同条第五項の改正規定（「同法」を「酒税法」に改める部分を除く。）、「同法第八十九条の改正規定、同法第八十九条の二の改正規定、同法第八十九条の三の改正規定、同法第八十九条の四の改正規定、同法第九十条の改正規定、同法第九十条の二の改正規定、同法第九十条の三の三

の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の三の
四第四項の改正規定（「特定用途石油製品」を「特定用途石油製品等
」に改める部分を除く。）、同法第九十条の四の改正規定（同条第一
項に係る部分を除く。）、同法第九十条の四の二の改正規定、同法第九
十条の四の三の改正規定、同法第九十条の五の改正規定、同法第九
十条の六の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十
条の六の二第六項の改正規定並びに同法第九十条の六の三の改正規定
（同条第一項に係る部分を除く。）並びに附則第五十四条、第七十
条及び第八十五条の規定

リ 第十三条中災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法
律第七条第一項の改正規定（「及び無申告加算税」を「、無申告加算
税及び加重加算税」に改める部分に限る。）

又 第十四条の規定（同条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関す
る法律第十三条第一項第一号の改正規定を除く。）及び附則第九十五
条第二項の規定

ル 第十六条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために
必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の表租税特別
措置法の項の改正規定

六 第十二条中租税特別措置法第四十二条の四第六項第八号を同項第五号
とし、同号の次に四号を加える改正規定（第六号の二に係る部分に限る
。）、同条第二項の改正規定（「中小企業者又は」を「中小企業者（適
用除外事業者に該当するものを除く。）又は」に改める部分に限る。）、
同法第四十三条第一項の表の第一号の上欄の改正規定（「中小企業者
」の下に「（適用除外事業者に該当するものを除く。）」を加える部分
に限る。）、同法第五十七条の九第一項の改正規定、同条第二項の改正
規定、同法第六十八条の九第六項第七号を同項第四号とし、同号の次に
四号を加える改正規定（第五号の二に係る部分に限る。）、同法第六十
八条の五十九第一項の改正規定及び同条第二項の改正規定並びに附則第
六十二条第一項及び第七十五条第三項の規定 平成三十一年四月一日

七 第十二条中租税特別措置法第六十八条の九第十項の改正規定（「百分
の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）、同法第六十八
条の十一第十三項の改正規定（「百分の四・四」を「百分の十・三」に
改める部分に限る。）、同条第十四項の改正規定（「百分の四・四」を

「百分の十・三」に改める部分に限る。）及び同法第六十八条の十五の四第十一項の改正規定並びに附則第七十五条第五項の規定 平成三十一年十月一日

八| 次に掲げる規定 平成三十二年十月一日

イ| 第七条中酒税法第三条第三号ハの改正規定及び同法第二十三条の改正規定並びに附則第三十三条、第三十四条及び第三十六条から第三十九条までの規定

ロ| 第十二条中租税特別措置法第八十七条の二の改正規定及び附則第九十一条の規定

九| 第七条中酒税法第三条第十八号の改正規定並びに同法第四十三条第二項及び第八項の改正規定並びに附則第三十五条第三項及び第二百一十一条第二項の規定 平成三十五年十月一日

十| 次に掲げる規定 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）の施行の日

イ| 第十二条中租税特別措置法第十条の四第七項の改正規定、同条を同法第十条の四の二とする改正規定、同法第十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第十条の六第一項第六号の次に一号を加える改正規定、同項第七号の改正規定、同法第十九条第一号の改正規定（「第十条の四」を「第十条の四の二」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の四第六項第二号イの改正規定（「第四十二条の十一の第二項」の下に、「第四十二条の十一の三第二項」を加える部分に限る。）、同法第四十二条の十一の三第二項」を加える部分に限る。）、同法第四十二条の十一の三第二項」に改める部分に限る。）、同条を同法第四十二条の十一の三とする改正規定、同法第四十二条の十一の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条の十三第一項第九号の次に一号を加える改正規定、同項第十号の改正規定、同法第五十二条の二第一項の改正規定（「第四十二条の十一の二第一項」の下に、「第四十二条の十一の三第一項」を加える部分に限る。）、同法第五十三条第一項第二号の改正規定（「第四十二条の十一の二」を「第四十二条の十一の三」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の九第六項第二号イの改正規定（「第六十八条の十四の二第二項」の下に、「第六十八条の十四の三第二項」を加える部分に限る。）、

同法第六十八条の十四の二の次に一条を加える改正規定、同法第六十八条の十五の七第一項第九号の次に一号を加える改正規定及び同法第六十八条の四十第一項の改正規定（「第六十八条の十四の二第一項」の下に、「第六十八条の十四の三第一項」を加える部分に限る。）

ロ 第十五条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二十二項の改正規定（「第四十二条の十一の二第二項」の下に、「第四十二条の十一の三第二項」を加える部分に限る。）及び同法第二十五条の二十三項の改正規定（「第六十八条の十四の二第二項」の下に、「第六十八条の十四の三第二項」を加える部分に限る。）

十一 第十二条中租税特別措置法第十三条の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十七条（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十六条の十三の改正規定（同条第一項ただし書に係る部分を除く。）、同法第六十八条の三十四（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十八条の九十八の改正規定（同条第一項ただし書に係る部分を除く。）及び同法第八十条の改正規定並びに附則第六十七条第六項及び第七項並びに第八十二条第七項及び第八項の規定 農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第 号）の施行の日

十二 第十二条中租税特別措置法第三十四条の三第二項第四号の改正規定及び附則第五十一条第十二項の規定 農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）の施行の日

十三 第十二条中租税特別措置法第五十七条の四の次に一条を加える改正規定、同法第六十八条の三の四第一項の改正規定（「第五十七条の五」を「から第五十七条の五まで」に改める部分に限る。）及び同法第六十八条の五十四の次に一条を加える改正規定 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）の施行の日

十四 第十二条中租税特別措置法第五十九条の二第一項の改正規定（「海上運送法」の下に「昭和二十四年法律第八十七号」を加える部分を除く。）及び同法第六十八条の六十二の二第二項の改正規定 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）の施行の日

十五 第十二条中租税特別措置法第七十条の七の五第一項の改正規定（「

(以下第七十条の七の七まで)の下に「及び第七十条の七の十」を加える部分に限る。)、同条第二項の改正規定、同法第七十条の七の九の次に一条を加える改正規定及び同法第七十条の十三第一項の改正規定並びに附則第八十八条第十九項の規定、医療法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第 号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十六 第十二条中租税特別措置法第八十三条の三(見出しを含む。)の改正規定(同条第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める部分を除く。)、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第 号)の施行の日

十七 第十二条中租税特別措置法第九十条の三の三第一項の改正規定(「その保稅地域の所在地」を「納稅地」に改める部分に限る。)、關稅定率法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十六号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

十八 第十五条中東日本大震災の被災者等に係る關稅關係法律の臨時特例に關する法律第十条の二の三の改正規定、同法第十条の三の三第一項の改正規定、同法第十七条の二の三第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同法第十七条の三の三第一項の改正規定、同法第十八条の八の改正規定、同法第二十五条の二の三第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同法第二十五条の三の三第一項の改正規定及び同法第二十六条の八の改正規定並びに附則第九十九条、第一百零二条及び第一百零六条(租稅特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)附則第六十一条第二項の改正規定並びに同法附則第六十三條第二項及び第六十五條第二項の改正規定に限る。)、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第 号)の施行の日

(課稅所得の範圍に關する経過措置)

第二條 第一条の規定による改正後の所得稅法(以下附則第十条まで及び第五十八条において「新所得稅法」という。)、第七條第一項(第二号に係る部分に限る。)、の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)(以後に行う有價証券の譲渡により生ずる所得については、施行日前に行つた有價証券の譲渡により生ずる所得については、なお従前の例による。)

(納税地の特例に関する経過措置)

第三条 新所得税法第十六条第三項から第五項までの規定は、施行日以後の同条第一項、第二項又は第五項の規定による所得税の納税地の変更について適用し、施行日前の第一条の規定による改正前の所得税法（以下附則第十條までにおいて「旧所得税法」という。）第十六条第一項、第二項又は第五項の規定による所得税の納税地の変更については、なお従前の例による。

(納税地の異動の届出に関する経過措置)

第四条 新所得税法第二十条の規定は、施行日以後の所得税の納税地の異動について適用し、施行日前の所得税の納税地の異動については、なお従前の例による。

(配当所得に関する経過措置)

第五条 新所得税法第二十四条第一項及び第二十五条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に行われる新所得税法第二十四条第一項に規定する株式分配について適用する。

(配偶者控除、配偶者特別控除等に関する経過措置)

第六条 新所得税法第八十三条、第八十三条の二及び第八十五条の規定は、平成三十年分以後の所得税について適用し、平成二十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(確定申告書の添付書類に関する経過措置)

第七条 新所得税法第二百二十条第三項から第五項まで（これらの規定を新所得税法第二百二十二条第三項、第二百二十三条第三項、第二百二十五条第四項及び第二百二十七条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定は、平成三十年一月一日以後に平成二十九年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用し、同日前に確定申告書を提出した場合及び同日以後に平成二十八年分以前の所得税に係る確定申告書を提出する場合には、なお従前の例による。

2 平成三十年一月一日以後に平成二十九年から平成三十一年までの各年分の所得税に係る確定申告書を提出する場合には、新所得税法第二百二十条第

四項及び前項の規定にかかわらず、当該申告書に記載した新所得税法第七十三条第一項の規定による医療費控除を受ける金額の計算の基礎となる同条第二項に規定する医療費（以下この項において「医療費」という。）を領収した者のその領収を証する書類の当該申告書への添付又は当該申告書を提出する際の提示（以下この項において「添付等」という。）をもって、新所得税法第二百二十条第四項に規定する書類の当該申告書への添付に代えることができる。この場合において、当該添付等をしたその領収を証する書類に係る医療費については、同条第五項の規定は、適用しない。

（同族会社等の行為又は計算の否認等に関する経過措置）

第八条 新所得税法第五十七条第四項の規定は、平成二十九年十月一日以後に行われる同項に規定する合併等について適用し、同日前に行われた旧所得税法第五十七条第四項に規定する合併等については、なお従前の例による。

（給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置）

第九条 新所得税法第四編第二章第一節、第九十条及び別表第二から別表第四までの規定は、平成三十年一月一日以後に支払うべき新所得税法第八十三条第一項に規定する給与等（次項において「給与等」という。）について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第八十三条第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。

2 | 新所得税法第九十四条第一項及び第五項、第九十五条第一項及び第三項、第九十五条の二並びに第九十八条第六項の規定は、平成三十年一月一日以後に支払を受けるべき給与等について提出する新所得税法第九十四条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書、新所得税法第九十五条第五項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書、新所得税法第九十五条の二第三項に規定する給与所得者の配偶者控除等申告書及び新所得税法第九十八条第六項に規定する扶養控除等申告書について適用する。

（公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置）

第十条 新所得税法第二百三条の三の規定は、平成三十年一月一日以後に支払うべき新所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等（次項において

「公的年金等」という。）について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

2 新所得税法第二百三条の五第一項及び第九項の規定は、平成三十年一月一日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第十項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用する。

（法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第十一条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定（附則第一条第三号ロに掲げる改正規定を除く。以下この項において同じ。）による改正後の法人税法（以下「新法人税法」という。）の規定は、施行日以後に行われる分割又は新法人税法第十二号の六に規定する現物分配について適用し、施行日前に行われた分割又は第二条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第二条第十二号の六に規定する現物分配については、なお従前の例による。

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定（附則第一条第三号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正後の法人税法（以下「十月新法人税法」という。）の規定は、平成二十九年十月一日以後に行われる合併、分割、現物出資、十月新法人税法第十二号の十六に規定する株式交換等又は株式移転について適用し、同日前に行われた合併、分割、現物出資、株式交換又は株式移転については、なお従前の例による。

（課税所得の範囲の変更等の場合の法人税法の適用に関する経過措置）

第十二条 新法人税法第十条の三第一項及び第二項の規定は、施行日後に公益法人等に該当することとなる同条第一項に規定する特定普通法人等について適用し、施行日以前に公益法人等に該当することとなった旧法人税法第十条の三第一項に規定する特定普通法人については、なお従前の例による。

（納税地等の異動の届出に関する経過措置）

第十三条 新法人税法第二十条第一項の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後の法人税の納税地の異動について適用し、法人の施行日前の法人税の納税地の異動については、なお従前の例による。

2 | 新法人税法第二十条第二項の規定は、連結子法人の施行日以後の同項に規定する本店等所在地の異動について適用し、連結子法人の施行日前の旧法人税法第二十条第二項に規定する本店等所在地の異動については、なお従前の例による。

(役員給与の損金不算入に関する経過措置)

第十四条 新法人税法第三十四条の規定は、法人が施行日以後にその支給に係る決議（当該決議が行われない場合には、その支給）をする給与について適用し、法人が施行日前にその支給に係る決議（当該決議が行われない場合には、その支給）をした給与については、なお従前の例による。

2 | 十月新法人税法第三十四条の規定は、法人が平成二十九年十月一日以後にその支給に係る決議（当該決議が行われない場合には、その支給）をする給与について適用し、法人が同日前にその支給に係る決議（当該決議が行われない場合には、その支給）をした給与については、なお従前の例による。

3 | 施行日から平成二十九年九月三十日までの間にその支給に係る決議（当該決議が行われない場合には、その支給）をする給与に係る新法人税法第三十四条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第二号	
若しくは新株予約権若しくは若しくは第五十四条の二第一項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する特定新株予約権を交付する	若しくは を交付する
当該株式若しくは	当該株式又は
第五十四条第一項に	同項に
又は当該新株予約権若しくは当	による

<p>第一項第 三号イ(1)</p>	<p>株式又は新株予約権</p>	<p>株式</p>
<p>第一項第 三号イ</p>	<p>若しくは株式若しくは新株予約権の数又は交付される新株予約権の数のうち無償で取得され、若しくは消滅する数</p>	<p>又は株式の数</p>
<p>第一項第 三号</p>	<p>適格株式又は適格新株予約権</p>	<p>適格株式</p>
	<p>ハ 新株予約権を交付する場合 当該新株予約権がその行使により市場価格のある株式が交付される新株予約権(当該内国法人又は関係法人が発行したものに限り。次号において「適格新株予約権」という。)であること。</p>	<p>ハ 新株予約権を交付する場合 当該新株予約権がその行使により市場価格のある株式又は関係法人が発行したものに限り。次号において「適格株式」という。)であること。</p>
	<p>ロ 株式を交付する場合 当該株式が市場価格のある株式又は市場価格のある株式と交換される株式(当該内国法人又は関係法人が発行したものに限り。次号において「適格株式」という。)であること。</p>	<p>ロ 株式(第五十四条第一項に規定する特定譲渡制限付株式及び承継譲渡制限付株式を除く。)を交付する場合 当該株式が市場価格のある株式又は市場価格のある株式と交換される株式(当該内国法人又は関係法人が発行したものに限り。次号において「適格株式」という。)であること。</p>
<p>該特定新株予約権に係る第五十四条の二第一項に規定する承継新株予約権による</p>	<p>株式又は新株予約権</p>	<p>株式</p>

第五項	若しくは新株予約権による給与及び第五十四条第一項に規定する特定譲渡制限付株式若しくは承継譲渡制限付株式又は第五十条の二第一項に規定する特定新株予約権若しくは承継新株予約権による給与で無償で取得され、又は消滅する株式又は新株予約権の数が役務の提供期間以外の事由により変動するもの	による給与
第七項	第一項第二号ロ及びバ	第一項第二号ロ

(譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例等に関する経過措置)

第十五条 十月新法人税法第五十四条及び第五十条の二の規定は、法人が平成二十九年十月一日以後にその交付に係る決議(当該決議が行われない場合には、その交付)をする十月新法人税法第五十条第一項に規定する特定譲渡制限付株式及び当該特定譲渡制限付株式に係る同項に規定する承継譲渡制限付株式並びに十月新法人税法第五十条の二第一項に規定する特定新株予約権及び当該特定新株予約権に係る同項に規定する承継新株予約権について適用し、法人が同日前にその交付に係る決議(当該決議が行われない場合には、その交付)をした第二条の規定(附則第一条第三号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(以下この条において「十月旧法人税法」という。)第五十条第一項に規定する特定譲渡制限付株式及び当該特定譲渡制限付株式に係る同項に規定する承継譲渡制限付株式並びに十月旧法人税法第五十条の二第一項に規定する新株予約権及び当該新株予約権に係る同項に規定する承継新株予約権については、なお従前の例による。

(特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用に関する経過措置)

第十六条 新法人税法第五十七条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に他の者との間に当該他の者による同項に規定する特定支配関係を有することとなる場合における同項に規定する適用事業年度前の各事業年度において生じた同項に規定する欠損金額について適用し、法人が施行日前に他の者との間に当該他の者による旧法人税法第五十七条の二第一項に規定する特定支配関係を有することとなった場合における同項に規定する適用事業年度前の各事業年度において生じた同項に規定する欠損金額については、なお従前の例による。

(特定株主等によって支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額の損金不算入に関する経過措置)

第十七条 新法人税法第六十条の三第一項の規定は、法人の同項に規定する特定支配日が施行日以後である場合における同項に規定する特定資産の同項に規定する譲渡等損失額について適用し、法人の旧法人税法第六十条の三第一項に規定する特定支配日が施行日前であった場合における同項に規定する特定資産の同項に規定する譲渡等損失額については、なお従前の例による。

(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入に関する経過措置)

第十八条 新法人税法第六十二条の七の規定は、法人が施行日以後に同条第一項に規定する支配関係法人との間に支配関係があることとなる場合における同条第二項第二号に規定する特定保有資産の同条第一項に規定する特定資産譲渡等損失額について適用し、法人が施行日前に旧法人税法第六十二条の七第一項に規定する支配関係法人との間に支配関係があることとなった場合における同条第二項第二号に規定する特定保有資産の同条第一項に規定する特定資産譲渡等損失額については、なお従前の例による。

(非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等に関する経過措置)

第十九条 新法人税法第六十二条の八第四項及び第七項の規定は、施行日以後に行われる同条第一項に規定する非適格合併等について適用し、施行日前に行われた旧法人税法第六十二条の八第一項に規定する非適格合併等については、なお従前の例による。

(内国法人の中間申告に関する経過措置)

第二十條 十月新法人税法第七十一条第五項の規定は、平成二十九年十月一日以後に納税義務が成立する中間申告書に係る法人税について適用する。

(内国法人の確定申告書の提出期限の延長の特例に関する経過措置)

第二十一条 施行日前にされた旧法人税法第七十五条の二第一項の申請であつて、この法律の施行の際、同項の提出期限の延長又は同条第六項において準用する旧法人税法第七十五条第三項の却下の処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

2 施行日前にされた旧法人税法第七十五条の二第一項の指定(施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によりされた同条第一項の指定を含む。)は、新法人税法第七十五条の二第一項第二号の指定とみなす。

(内国法人の欠損金の繰戻しによる還付に関する経過措置)

第二十二條 施行日前一年以内に終了した事業年度の所得に対する法人税につき確定申告書を施行日前に提出した内国法人の当該事業年度については、新法人税法第八十条第五項中「当該確定申告書」とあるのは「当該確定申告書の提出と同時に」と、「当該各事業年度に係る確定申告書又は当該中間期間(第五項に規定する中間期間をいう。以下この項及び第三項において同じ。)に係る仮決算の中間申告書(第五項に規定する仮決算の中間申告書をいう。以下この項及び第三項において同じ。)」とあるのは「平成二十九年四月三十日まで」と、「欠損金額に係る事業年度」とあるのは「災害損失欠損金額」とあるのは「当該欠損金額」とあるのは「当該災害損失欠損金額」と、「及び第三項において同じ。」に係る事業年度又は中間期間」とあるのは「において同じ。」と、「確定申告書又は仮決算の中間申告書」とあるのは「確定申告書」と、「場合(中間期間において生じた災害損失欠損金額について同項の規定の適用を受ける場合には、当該中間期間に係る仮決算の中間申告書を提出した場合)」とあるのは「場合」として、同条(同項に係る部分に限る。)の規定を適用する。

(特定株主等によって支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用に関する経過措置)

第二十三条 新法人税法第八十一条の十第一項の規定は、連結親法人が施行日以後に他の者との間に当該他の者による同項に規定する特定支配関係を有することとなる場合における同項に規定する適用連結事業年度前の各連結事業年度において生じた同項に規定する連結欠損金額について適用し、連結親法人が施行日前に他の者との間に当該他の者による旧法人税法第八十一条の十第一項に規定する特定支配関係を有することとなった場合における同項に規定する適用連結事業年度前の各連結事業年度において生じた同項に規定する連結欠損金額については、なお従前の例による。

(連結中間申告に関する経過措置)

第二十四条 十月新法人税法第八十一条の十九第八項の規定は、平成二十九年十月一日以後に納税義務が成立する連結中間申告書に係る法人税について適用する。

(連結確定申告書の提出期限の延長の特例に関する経過措置)

第二十五条 施行日前にされた旧法人税法第八十一条の二十四第一項の申請であつて、この法律の施行の際、同項の提出期限の延長又は同条第三項において準用する旧法人税法第七十五条第三項の却下の処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

2 施行日前にされた旧法人税法第八十一条の二十四第一項の指定(施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によりされた同条第一項の指定を含む。)は、新法人税法第八十一条の二十四第一項第二号の指定とみなす。

(連結欠損金の繰戻しによる還付に関する経過措置)

第二十六条 施行日前一年以内に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税につき連結確定申告書を施行日前に提出した連結親法人の当該連結事業年度については、新法人税法第八十一条の三十一第五項中「当該連結確定申告書」とあるのは、「当該連結確定申告書の提出と同時」と、「当該各連結事業年度に係る連結確定申告書又は当該中間期間(第五項に規定する中間期間をいう。以下この項及び第三項において同じ。)に係る仮決算の連結中間申告書(第五項に規定する仮決算の連結中間申告書をいう。第三項において同じ。)」とあるのは、「平成二十九年四月三十日まで」と、「連結欠損金額に係る連結事業年度」とあるのは、「災害損失欠損金額」と

あるのは「当該連結欠損金額」とあるのは「当該災害損失欠損金額」と、「及び第三項において同じ。」に係る連結事業年度又は中間期間」とあるのは「において同じ。」と、「場合（中間期間において生じた災害損失欠損金額について同項の規定の適用を受ける場合には、当該中間期間に係る仮決算の連結中間申告書を提出した場合）」とあるのは「場合」として、同条（同項に係る部分に限る。）の規定を適用する。

（外国法人の中間申告に関する経過措置）

第二十七条 十月新法人税法第百四十四条の三第五項の規定は、平成二十九年十月一日以後に納税義務が成立する中間申告書に係る法人税について適用する。

（外国法人の確定申告書の提出期限の延長の特例に関する経過措置）

第二十八条 施行日前にされた旧法人税法第百四十四条の八において準用する旧法人税法第七十五条の二第一項の申請であつて、この法律の施行の際、同項の提出期限の延長又は同条第六項において準用する旧法人税法第七十五条第三項の却下の処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

2| 施行日前にされた旧法人税法第百四十四条の八において準用する旧法人税法第七十五条の二第一項の指定（施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によりされた旧法人税法第百四十四条の八において準用する旧法人税法第七十五条の二第一項の指定を含む。）は、新法人税法第百四十四条の八において準用する新法人税法第七十五条の二第一項第二号の指定とみなす。

（外国法人の欠損金の繰戻しによる還付に関する経過措置）

第二十九条 施行日前一年以内に終了した事業年度の所得に対する法人税につき確定申告書を施行日前に提出した外国法人の当該事業年度については、新法人税法第百四十四条の十三第十一项中「当該確定申告書」とあるのは「当該各事業年度に係る確定申告書又は当該中間期間（第十一项に規定する中間期間をいう。以下第八項までにおいて同じ。）に係る仮決算の中間申告書（第十一项に規定する仮決算の中間申告書をいう。以下第八項までにおいて同じ。）」とあるのは「当該確定申告書の提出と同時に」とある

のは「平成二十九年四月三十日まで」と、「欠損金額に係る事業年度」とあるのは「災害損失欠損金額（第十一項）」とあるのは「当該欠損金額に」とあるのは「当該災害損失欠損金額（第十一項）」と、「同じ。」に係る事業年度又は中間期間」と、「前一年」とあるのは「前一年（当該欠損事業年度に係る確定申告書又は仮決算の中間申告書）」とあるのは「同じ。」に「と」、「前一年」とあるのは「前一年（当該欠損事業年度に係る確定申告書）」と、「欠損金額に係る事業年度」とあるのは「災害損失欠損金額に係る事業年度又は中間期間」と、「前一年」とあるのは「前一年（当該欠損事業年度に係る確定申告書又は仮決算の中間申告書）」とあるのは「当該欠損金額に」とあるのは「当該災害損失欠損金額に」と、「前一年」とあるのは「前一年（当該欠損事業年度に係る確定申告書）」と、「当該確定申告書」とあるのは「当該各事業年度に係る確定申告書又は当該中間期間に係る仮決算の中間申告書」と、「欠損金額に係る事業年度」とあるのは「災害損失欠損金額に係る事業年度又は中間期間」と、「前一年」とあるのは「前一年（当該欠損事業年度に係る確定申告書又は仮決算の中間申告書）」とあるのは「平成二十九年四月三十日まで」と、「当該欠損金額に」とあるのは「当該災害損失欠損金額に」と、「前一年」とあるのは「前一年（当該欠損事業年度に係る確定申告書）」と、「及び第七項」とあるのは「から第八項までの規定」と、「場合（中間期間において生じた災害損失欠損金額について第一項（同号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合には、当該中間期間に係る仮決算の中間申告書を提出した場合）」とあるのは「場合」と、「第八項中「連続して青色申告書である」とあるのは「連続して」と、「青色申告書である確定申告書（期限後申告書を除く。）をその提出期限までに提出した場合（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該欠損事業年度の青色申告書である確定申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。）」とあるのは「確定申告書を提出した場合（中間期間において生じた災害損失欠損金額について第二項の規定の適用を受ける場合には、当該中間期間に係る仮決算の中間申告書を提出した場合）」と読み替える」とあるのは「読み替える」として、同条（同項に係る部分に限る。）の規定を適用する。

（地方法人税法の一部改正に伴う経過措置）